

大阪大学法科大学院年次報告書
【平成30年度評価実施】

令和元年6月

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者	機構使用欄
国立大学法人大阪大学	

(2) 教育上の基本組織	機構使用欄
大学・研究科・専攻名	大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
開設年度	平成16年度

(3) 所在地	機構使用欄
大阪府豊中市	

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	機構使用欄
教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像	教育の理念及び目標：「新時代を担う真のLegal Professionalsの育成」。 多様なバックグラウンドを有する学生を多数受け入れ、高度の法的知識、能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理を兼ね備え、かつ、ひとりひとりの国民がそれぞれに社会的責任を持った主体として自由で公正な社会の構築に参画することが求められる社会に貢献する法曹を養成することを目指している。
ディプロマ・ポリシー	十分な法律知識を身につけた確かな文章表現で自分の考えを示すことができ、司法修習に即応できる実務の知識・技能を身につけ、多角的視点から社会的事象を捉えることができ、豊かな人間性と高い職業倫理を身につけ、司法試験に合格しうる学生に「法務博士」学位を授与する。
カリキュラム・ポリシー	4つの柱に即してカリキュラムを構築している。(1)少人数・段階的教育、(2)理論と実践の架橋、(3)複眼的思考と国際性、(4)現代的課題への対応力

(注) 各法科大学院が公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

分類			所属	教授	准教授	講師	助教	計 <small>うち、法曹としての実務の経験を有する者</small>		
専任教員	専属専任教員	研究者・専任教員	法科大学院	13	5				18	機構使用欄
		実務家・専任教員		2				1	2	
		実務家・みなし専任教員		3				3	3	
	兼務研究者・専任教員	専・他	学士課程						0	
			修士課程						0	
			博士前期課程						0	
			博士後期課程						0	
			専門職学位課程						0	
	兼務実務家・専任教員	専・他	学士課程						0	
			修士課程						0	
博士前期課程								0		
博士後期課程								0		
専門職学位課程								0		
兼任教員（学内の他学部等の教員）		兼任		16	3	0	1	20		
兼任教員（他の大学等の教員等）		兼任		42	5	28	0	75		
合計				76	13	28	1	4	118	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員（年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法律基本科目							基 法 律 実 務 科 目	隣 基 礎 法 学 ・ 目 学	科 展 目 開 ・ 先 端	機構使用欄
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法				
3	1	4	2	3	1	1	8	1	14	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

3. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目								修了に必要な 修得単位数		機構使用欄
		必修科目		選択必修 科目		選択科目		合 計				
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	単位数	備考	
法 律 基 本 科 目	公法系科目	6	12	1	2	2	3	9	17	12単位	2-1-5該当4単位 左記以外に、「法律 基本科目」の「選択 必修科目」の中から 2単位 その他、各科目群の 「選択必修科目」「選 択科目」の中から8 単位(ただし「法律 基本科目」以外の科 目群の2単位以上を 含むこと。)	
	民事系科目	12	32	4	8	0	0	16	40	32単位		
	刑事系科目	6	12	0	0	1	1	7	13	12単位		
	その他	1	2	0	0	0	0	1	2	2単位		
法律実務基礎科目		3	6	13	26	4	8	20	40	14単位		
基礎法学・隣接科目		0	0	10	20	0	0	10	20	4単位		
展開・先端科目		0	0	34	72	7	14	41	86	12単位		
合 計		28	64	62	128	14	26	104	218	98単位		

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
4. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準2-1-5のただし書に該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

(2) 開設する法律実務基礎科目

区分	開設授業科目			修了に必要な 修得単位数	備考	機構使用欄
	授業科目名	単位数	必修・選択等			
法曹倫理	法曹倫理	2	必修	「法律実務基礎科目」必修科目6単位		
民事訴訟実務の基礎	裁判実務基礎(民事)	2	必修			
刑事訴訟実務の基礎	裁判実務基礎(刑事)	2	必修			
法情報調査	リサーチ&ライティング1	2	選択必修	「法律実務基礎科目」選択必修科目8単位	「リサーチ&ライティング1」については、新入生オリエンテーションの中で指導	
	リサーチ&ライティング2	2	選択必修			
法文書作成	刑事法律文書作成1	2	選択必修		模擬裁判(民事)、模擬裁判(刑事)の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判(民事)、模擬裁判(刑事)はいずれか一方を履修することを修了要件としている。	
	刑事法律文書作成2	2	選択必修			
模擬裁判	模擬裁判(民事)	2	選択必修			
	模擬裁判(刑事)	2	選択必修			
ローヤリング	不開設	—	—			
クリニック	不開設	—	—			
エクスターンシップ	エクスターンシップ1	2	選択必修			
	エクスターンシップ2	2	選択必修			
公法系訴訟実務の基礎	公法訴訟	2	選択必修			
その他	ベンチャー社会と法	2	選択必修			
	弁護実務	2	選択必修			
	債権保全・回収の実務	2	選択必修			
	企業再建の実務	2	選択必修			
	特殊講義A(民事裁判実務演習)	2	選択			
	特殊講義A(リーガル・プロフェッションの最先端)	2	選択			
	特殊講義A(政策実践と法)	2	選択			
特殊講義A(契約実務)	2	選択				

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開設、隔年開講等)も含めてください。
2. 開設していない区分については、「授業科目名」欄に「不開設」と記入し、「単位数」欄、「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「—」を記入してください。
3. 法情報調査及び法文書作成については、当該教育内容を授業科目ではなく、ガイダンス等の方法で指導を行っている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 「その他」欄には、上記区分に該当しない授業科目を、適宜行を追加して記入してください。

※（１）又は（２）において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区 分	平成31年度	平成30年度	変更内容	機構使用欄
法律基本科目	憲法応用1(必修,2単位) 憲法応用2(選択必修,2単位) - -	憲法応用(必修,2単位) - 民事法総合演習(選択,2単位) 刑事法総合演習(選択,2単位)	科目名変更 新設 <small>(過年度適用(注1))</small> 廃止 <small>(本年度開講終了(注2))</small> 廃止 <small>(本年度開講終了(注2))</small> <small>(注1)「過年度適用」と付した新設科目は、平成30年度以前入学者に適用されるカリキュラム表にも含まれる。 (注2)「本年度開講終了」と付した廃止科目は、平成31年度入学者に適用されるカリキュラム表には含まれないが、平成30年度以前入学者に対して平成31年度までは開講する。</small>	
法律実務基礎科目	特殊講義A(契約実務)(選択,2単位)	-	新設 <small>(過年度適用(注1))</small>	
基礎法学・隣接科目				
展開・先端科目	環境訴訟(選択必修,2単位) - - - 特殊講義C(土地境界紛争の諸問題)(選択,2単位)	環境訴訟(選択必修,2単位) 技術知的財産法(選択必修,2単位) 国際知的財産法(選択必修,2単位) 特殊講義C(高度情報通信社会における知的財産戦略論)(選択,2単位) -	配当年次変更 廃止 廃止 廃止 新設 <small>(過年度適用(注1))</small>	

- (注) 1. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
2. 「平成〇年度」欄及び「平成(〇-1)年度」欄には、変更のあった授業科目名、必修・選択の別、単位数を記入してください。
3. 「変更内容」欄には、新規開設、統合、廃止、名称変更、単位数の変更や必修・選択の別の変更、その他変更のあった内容を記入してください。

(3) 授業時間等の設定

区 分	講義	演習	実習	その他	機構使用欄
1単位当たりの授業時間	15時間	15時間	30時間		
1年間の授業期間	春～夏学期:4月3日～8月8日 秋～冬学期:9月24日～2月7日(冬季休業期間:12月25日～1月3日)				
各授業科目の授業回数(単位) (集中講義は除く)	15回(2単位)				

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

(4) 履修登録単位数の上限

区 分	単位数	備 考	機構使用欄
1年次	40	3-3-1(1)に該当する措置 ・民法基礎4 2単位 ・導入演習 2単位	
2年次	36		
3年次 (最終年次)	40		

- (注) 1. 長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
2. 基準3-3-1(1)ア又はイに該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、アに該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区 分	内 容				備 考	機構使用欄
成績のランク分け 及び各ランクの分布 の在り方	S	90 点以上	～	100 点	Sは合格者の0%～5% 未満	左記について学生ハ ンドブックに明記し、 学生へ周知してい る。
	A	80 点以上	～	90 点未 満	SとAの合計は合格者の 20%～30%の範囲	
	B	70 点以上	～	80 点未 満	Bは合格者の40%～ 55%の範囲	
	C	60 点以上	～	70 点未 満	Cは合格者の25%～ 35%の範囲	
	F	0 点以上	～	60 点未 満		
成績評価における 考慮要素	成績は、原則として、筆記試験による期末試験の評点と平常点 によって評価する。平常点は、授業時の質疑応答の際の発言内 容、臨時試験(小テスト)、提出したレポート等により評価する。				期末試験の評点と平常 点の割合をシラバスに 記載する。 平常点の評価項目{授 業時の質疑応答の際 の発言内容、臨時試験 (小テスト)、提出したレ ポート等}についてはシ ラバスに明記する。	

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価についての説明を希望する 学生への説明の機会の設定	期末試験に関する講評・解説は、全ての科目について、書面または講義のいずれかによって行うこととしている。 この講評・解説を踏まえ、成績に対して異議のある場合は、所定の期間内に教務係に異議申立書を提出することができる。異議申立があった場合、担当教員は、異議を審査し、提出日より2週間以内に審査結果を異議申立書の「審査結果」欄に記載し、回答する。	
教員間における 各授業科目の成績評価に 関するデータの共有	各授業科目の不合格者と合格者の割合及び両者の人数並びに合格者のうちのS、A、B、Cの割合及び人数について、成績分布データを教授会で配付し、教員間でデータ共有するとともに、講評書に記載し、教員に公表している。	

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価の基準 (採点のポイント等)	成績評価の方針(シラバス記載の成績評価の割合、採点の方針)について講評書に記載し、または講評・解説授業により口頭で説明し、学生へ公表する。	
成績分布データ	不合格者と合格者の割合及び両者の人数並びに合格者のうちのS、A、B、Cの割合及び人数を講評書に記載し、または講評・解説授業により口頭で説明し、学生へ公表する。	

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験(本試験)・再試験・追試験

①制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考	機構使用欄
期末試験 (本試験)		受験する科目の履修登録を行った者 ただし、2単位科目について6回以上、4単位科目について11回以上欠席した学生については、当該科目の期末試験を受験した場合も単位の認定はしない。		
再試験	無			
追試験	有	次の各号の一に該当する理由によって期末試験を受験できなかった場合、当該科目の期末試験日に教務係に連絡をしたうえで、当該試験終了時から起算して1週間以内に「追試験願」を提出することができる。郵送の場合は、高等司法研究科教務係宛に簡易書留郵便で上記期間内に到着するように送ること。当該試験終了時から起算して6日以内に発送したことが消印その他書類から確認できるときは、上記提出期限後に到着したのもも受理する。 (1) 公共交通機関の途絶により当該試験開始後30分以内に入室できなかった場合において、他に取得可能な交通手段が存在しなかったとき。 (2) 学校保健安全法施行規則第18条に定める学校において予防すべき感染症にかかり、医師から出席停止の指示を受けたとき。 (3) 配偶者、一親等または二親等の親族の死亡、葬儀。 (4) 居住地及び通学経路に係る特別警報が発令された場合。 (5) その他本研究科がやむを得ないと認める事情があるとき。 追試験願には、上記(1)ないし(5)の一に該当することを証明するに足りる書類を添付すること。 なお、(2)に該当する場合は、出席停止期間が記載された診断書を提出すること。本研究科が、特に必要と認めるときに限り、本研究科の科目の追試験を行う。		

- (注) 1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験(本試験)と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由を備考欄に記入してください。

②実施方法における配慮等

具体的措置	機構使用欄
<ul style="list-style-type: none"> ・学生の成績評価の透明性・客観性を確保するために、期末試験(筆記試験及びレポート試験)の答案には、受験者はその氏名を記載せず、「受験者記入票番号」だけを記載する。 ・期末試験の方法として、筆記試験を行うことを原則とする。 	

(注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

(5) 修了要件

		機構使用欄
標準修業年限 (長期履修)	3年 (年)	
単位数	98	
GPA※	無	
修了試験	無	

- (注) 1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。
 2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※(5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法：	機構使用欄

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分		法律基本科目 の単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件単位数	備 考	機構使用欄
単位数	法学未修者	60～66	32～38	98		
	法学既修者	26～32	32～38	64		

- (注) 「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。

(7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位、十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い

区 分	取扱い	機構使用欄
入学後の修得単位	学生は、教授会の承認を得たときは、他の研究科、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修し、これを選択科目として8単位を限度に大阪大学大学院高等司法研究科規程第8条第1項に規定する単位に充当することができる。	
入学前の修得単位	本研究科が教育上有益と認めるときは、教授会の承認を得て、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大阪大学大学院高等司法研究科規程第9条の規定により修得した単位とは別に当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として8単位を限度に同規程第8条第1項に規定する単位に充当することができる。	
法学既修者認定単位	本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会が認めた者については、大阪大学大学院高等司法研究科規程別表の第1年次配当の必修科目34単位を修得したものとみなす。ただし、特別選抜(法学部3年次生)により法学既修者として入学する者について実施した既修者科目認定試験のうち不合格となった科目がある場合は、当該科目に相当する第1年次配当の必修科目の単位を減じた単位を修得したものとみなすこととする。	
十分な実務経験を有する者の取扱い	なし	

(注) 「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

(8) 法学既修者の認定

(8) 法学既修者の認定		機構使用欄
法律科目試験の対象分野	憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法	
履修免除対象	法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位	
履修免除単位数	34単位 ただし、特別選抜(法学部3年次生)により法学既修者として入学する者について実施した既修者科目認定試験のうち不合格となった科目がある場合は、当該科目に相当する第1年次配当の必修科目の単位を減じた単位を修得したものとみなすこととする。	
出題及び採点において、公平を保つことができるような措置	未修者を対象とする1年生の当該科目の期末試験程度の内容レベルの問題を想定して出題することを事前に科目担当者に説明する。原則として複数の科目担当者で問題を検討している。その上で、アドミッション委員会において、本学法学部の期末試験問題と類似の問題が出題されないよう注意を払っている。採点は、受験者がわからないよう受験番号のみ記載し匿名性を確保している。	
他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い	既修者認定の際の判断材料とはしていない。	

- (注) 1. 「出題及び採点において、公平を保つことができるような措置」欄には、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、公平を保つことができるような措置を記入してください。
2. 「他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い」欄は、他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱いについて具体的に記入してください。

5. 入学者選抜

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

機構使用欄

大阪大学のアドミッション・ポリシーのもとに、高等司法研究科では、次の学生を求めます。

- 1 法学以外の専門的知識を十分に修得し、または、社会において多様な知識を獲得し、経験を積んでおり、自らが設定する課題を探求しようとする強い意欲と、厳格な成績評価・修了認定に耐えるだけの努力をする能力を備え、かつ、柔軟な発想のもとに「考える」という論理的プロセスを受け入れることができ、国際化による変化に対応しうる能力を有する学生
- 2 法学の基礎的な学識を既に修得しており、自らが設定する課題を探求しようとする強い意欲と、厳格な成績評価・修了認定に耐えるだけの努力をする能力を備え、かつ、柔軟な発想のもとに「考える」という論理的プロセスを受け入れることができ、国際化による変化に対応しうる能力を有する学生

以上の能力の有無を判定するために、以下の選抜試験を行います。

- 1 法学未修者コース
一般選抜試験(法学未修者)と社会人や他学部・他学科卒業生を対象とする特別選抜試験(社会人等)および特別選抜試験(グローバル法曹)を実施します。一次選抜として、学部の成績・法律家としての適性を明らかにする文書の点数等による書類選考を行い、その合格者に対して、小論文試験や口述試験を課します。小論文試験も口述試験も法律知識を問うものではありません。
- 2 法学既修者コース
一般選抜試験(法学既修者)および特別選抜試験(法学部3年次生)を実施します。一次選抜として、学部の成績・法律家としての適性を明らかにする文書の点数等による書類選考を行い、その合格者に対して、法律科目の論述式試験を課します。

(2) 入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等	機構使用欄
法学未修者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別選抜(社会人等) 選抜試験と提出書類に基づき行う。 大学の成績 10点 法律家としての適性を明らかにする文書 20点 面接 70点 合計 100点 ※出願者数が募集人員の2～3倍程度を超える場合には、書類選考により第一次選抜を行うことがある。 ・特別選抜(グローバル法曹) 選抜試験と提出書類に基づき行う。 大学の成績 10点 法律家としての適性を明らかにする文書 40点 面接 50点 合計 100点 ※出願者数が募集人員の2～3倍程度を超える場合には、書類選考により第一次選抜を行うことがある。 ・一般選抜 選抜試験と提出書類に基づき行う。 大学の成績 20点 法律家としての適性を明らかにする文書 30点 小論文 50点 合計 100点 ※出願者数が募集人員の4～5倍程度を超える場合には、書類選考により第一次選抜を行うことがある。 	

<p>法学既修者</p>	<p>・一般選抜 選抜試験と提出書類に基づき行う。 大学の成績 20点 法律家としての適性を明らかにする文書 30点 憲法 50点、行政法 50点、民法 100点、商法 50点、民事訴訟法 50点、刑法 50点、刑事訴訟法 50点 合計 450点 ※出願者数が募集人員の4～5倍程度を超える場合には、書類選考により第1次選抜を行うことがある。</p> <p>※法学既修者コースの入学者選抜にあたっては、書類審査、法律科目試験の成績により総合的に合否を判定するが、法律科目試験の一部の試験科目の成績が著しく劣っている場合には、総合得点にかかわらず、不合格とすることがある。</p> <p>・特別選抜(法学部3年次生) 選抜試験と提出書類に基づき行う。 大学の成績 20点 法律家としての適性を明らかにする文書 30点 憲法 50点、民法 100点、商法 50点、刑法 50点 合計 300点 ※法学既修者コースの入学者選抜にあたっては、書類審査、法律科目試験の成績により総合的に合否を判定するが、法律科目試験の一部の試験科目の成績が著しく劣っている場合には、総合得点にかかわらず、不合格とすることがある。</p>
--------------	---

- (注) 1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
 2. 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

区 分	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	機構使用欄
入 学 定 員	80人(既修55人程度、未修25人程度)	80人(既修55人程度、未修25人程度)	80人(既修55人程度、未修25人程度)	80人(既修50人程度、未修30人程度)	80人(既修50人程度、未修30人程度)	
志 願 者 数	489	355	374	312	421	
受 験 者 数	417	298	329	288	397	
合 格 者 数	195	149	164	144	190	
競 争 倍 率	2.13	2.00	2.00	2.00	2.08	
入 学 者 数	97	57	52	50	81	
入学定員超過率	1.21	0.71	0.65	0.62	1.01	

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。(例:入学定員30人(未修:20、既修:10))
 3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
 4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
 5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例:合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777\cdots \approx \lfloor 2.77 \rfloor$ となります。)

(4) 入学者選抜の改善

改善内容	機構使用欄
<ul style="list-style-type: none"> ・特別選抜(社会人等)および特別選抜(グローバル法曹)において、「出願資格事前審査」が可能となるよう出願資格を一部追加した。 ・外国人志願者に対する「日本語能力を証明する書類」の提出要件を廃止し、面接試験または筆記試験において実質的に日本語能力を審査することとした。 ・東京会場の設置、短期法曹養成・グローバル法曹養成に係る特別選抜枠の導入など、過年度における入試改革の試みを踏まえ、引き続き多様な社会的要請に応えるべく制度の改善に努める。当面の課題として、法学部法曹コースの設置に伴う特別選抜のあり方について検討を進める予定である。 	

(注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組(検討状況含む。)について記入してください。

6. 修了者の進路及び活動状況

(1) 司法試験の合格状況

① 解釈指針1-1-2-2(1) 関係

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	機構使用欄
平成31年度	※	※	※	
平成30年度	133	50	0.3759	
平成29年度	162	66	0.4074	
平成28年度	157	42	0.2675	
平成27年度	165	48	0.2909	

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、解釈指針1-1-2-2(1)の状況について記入してください。
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \div \text{『}0.1756\text{』}$ となります。)

②解釈指針1-1-2-2(2)関係

修了年度	修了者数	合格者数						合格率	機構使用欄
		司法試験実施年度							
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計		
平成30年度	40					※	※		
平成29年度	54				24	※	※		
平成28年度	79			37	10	※	※		
平成27年度	65		18	14	9	※	※		
平成26年度	95	23	19	11	6	※	※		

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
 ※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。
3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。
4. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
 なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \div \text{『}0.1756\text{』}$ となります。)

(2) 法学未修者

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	10	19	18	21	23	
修了率	0.45	0.59	0.51	0.54	0.67	
特徴的な進路		地方公務員1名		国家公務員1名	企業法務関係1名	

(3) 法学既修者

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	20	24	46	36	48	
修了率	0.76	0.85	0.93	0.80	0.92	
特徴的な進路		国家公務員1名	企業法務関係1名、国家公務員1名	企業法務関係1名、国家公務員1名	企業法務関係2名、国家公務員2名	

- (注) 1. 「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。
2. 「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学者数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例: 修了者数が38人、入学者数が41人の場合には、 $38 \div 41 = 0.9268 \dots \approx \lfloor 0.92 \rfloor$ となります。)
3. 「特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

7. 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の体制

(1) 自己点検及び評価の体制		機構使用欄
担当組織	法学研究科・高等司法研究科評価室	
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念および目標 ・研究教育組織 ・学生の受入れ ・教育の内容及び方法 ・教育の成果 ・学生支援 ・施設整備 ・FD及び質保証・評価体制 ・財務 ・管理運営及び情報公開体制 	
自己点検・評価書の公表年・月	平成30年2月	
自己点検・評価書の公表方法	研究科ホームページに掲載 http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/self_check.html	

- (注) 1. 担当組織及び評価項目については、本文書作成年度の5月1日現在の、自己点検及び評価の実施体制及び評価項目を記入してください。
2. 「自己点検・評価書の公表年月」については、作成・公表された直近の自己点検・評価書の公表年・月(表紙等に記載の上梓日等)を記入してください。

(2) 自己点検及び評価に基づく改善

自己点検及び 評価の結果	改善の事例	備 考	機構使用欄
法科大学院評価基準等に基づき自己点検を行ったところ、特に問題となる点はなかった。			

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、本評価実施後に、法科大学院における自己点検及び評価の結果に基づいて実施した改善の事例について記入してください。
2. 本文書作成年度の5月1日現在において、検討中であり、未だ改善の途上にある事項については、現在の状況を「改善の事例」欄に記入し、「備考」欄に今後の見通し等についても記入してください。

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考	機構使用欄
2	法律実務基礎科目に配置されている授業科目「リサーチ&ライティング2」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、法律実務基礎科目として開設されていることがより一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。	当該授業科目について、授業内容、成績評価方法等を含め、全面的に見直しを行うこととし、今年度はシラバスの授業構成・内容を一新するとともに、法律実務基礎科目としてふさわしい内容となっていることを確認した。（令和元年度実施済）		
3	1 授業科目において授業終了後、試験までの時間が十分に確保されていないため、授業終了後、期末試験までの学生の復習時間が確保されるよう試験日程について改善を図る必要がある。	当該授業科目について、授業終了から期末試験までに十分な復習時間を確保するよう改善した。（令和元年度実施済）		
4	1 授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	『成績評価の申合せ』の趣旨を徹底するよう、周知方法を工夫する旨方針を決定した。 なお、少人数クラスにおけるS評価の分布割合については見落としが発生しやすい事案であるため、成績評価換算ツールの機能改良を行うとともに、分布割合を逸脱した科目については、教務係において視覚的チェックが可能となるようプロセスを改良した。（令和元年度実施済）		

<p>4</p>	<p>1 授業科目について、平常点の割合に関して、当該法科大学院の成績評価の申合せとは異なる設定がされていることから、改善を図る必要がある。</p>	<p>『成績評価の申合せ』においては、平常点（期末試験の評点以外はすべて平常点とみなす。）の割合を5割未満とすることを成績評価の原則としているが、授業科目の性質に応じて、原則とは異なる平常点の割合とすることを教務委員会において慎重な議を経たうえで、例外的に認めている。</p> <p>当該授業科目は、受講者の法曹像を具体化するための機会を提供するキャリア形成支援プログラムとしての授業趣旨に鑑み、オムニバス形式で行っている。成績評価は、毎回受講者にレポートを提出させ採点し、事前及び最終レポートの評点等と併せて実施する（かつ合否科目とする）ことが、当該授業科目の目的を最も効果的に達成できるため、期末試験以外の平常点のみでの評価を例外的に認めていることをご理解をいただきたい。</p>	
<p>4</p>	<p>1 授業科目について、成績評価における考慮要素の割合の記載がシラバス上不明確であり、かつ、あらかじめ学生に周知されていないため、成績評価における考慮要素の割合を明確にした上で、あらかじめ学生に周知するよう改善を図る必要がある。</p>	<p>当該授業科目について、成績評価における考慮要素（期末試験の評点と平常点の配点割合等）をシラバスに明記した。（令和元年度実施済）</p>	

4	<p>1 授業科目において、シラバスに記載された成績評価方法の変更が、当該法科大学院の成績評価の申合せにしたがって行われてはいるものの、授業開講時までに学生に周知されていないことから、授業開講時までに周知するよう改善を図る必要がある。</p>	<p>『成績評価の申合せ』において、成績評価の例外規定を次のとおり定めている。</p> <p>「ただし、受講生が10人以下となったため、筆記試験をレポート試験に変更し、又はオムニバス科目について平常点のみで成績評価を行うように変更する場合は、シラバスに掲載された成績評価方法と異なる方法での成績評価ができる。この場合は、受講生の人数が確定した後、直ちに受講生に通知するものとする。」</p> <p>当該授業科目については、この例外規定に基づき、成績評価方法に変更の可能性がある旨あらかじめシラバスに予告のうえ、受講生の人数が確定した後、直ちに受講生へ通知したものである。</p> <p>なお、この例外規定の存在については、毎年学生全員に配布しているハンドブックに明記し周知しているが、より一層の周知を図るため、当該例外規定の適用の可能性がある授業科目については、あらかじめシラバスにもその旨明記させる旨方針を決定した。（令和元年度実施済）</p>	
4	<p>1 授業科目において、成績評価における考慮要素のうち平常点に関して、出席それ自体を点数化して評価（加点）していることから、平常点の評価の在り方について検討・改善の必要がある。</p>	<p>当該授業科目について、授業内容、成績評価方法等を含め、全面的に見直しを行った。</p> <p>また、当該授業科目に限らず、出席そのものを加点要素とすることのないよう『成績評価の申合せ』に明記するとともに、シラバス記載内容の点検を行い、改めて担当教員への周知徹底を図った。加えて、「平常点成績記入表」の様式を見直し、成績評価担当者に誤解を与えないよう、「出席」欄を削除する旨方針を決定した。（令和元年度実施済）</p>	
4	<p>筆記試験の実施について、すべての資料の持ち込みを許可している1 授業科目において、一部容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、検討・改善を図る必要がある。</p>	<p>当該授業科目の担当教員に指摘事項を伝え、以降の運用方法について改善を依頼した。</p> <p>また、当該授業科目に限らず、資料持込許可の必要性、及び許可する場合の出題内容の妥当性について慎重に検討するよう、改めて注意喚起を行う旨方針を決定した。（令和元年度実施予定）</p>	

4	<p>一部の授業科目の期末試験において、授業で取り上げた事例問題の一部がほぼそのまま出題されており、かつ、そのうち1授業科目についてはシラバス上、授業で用いた事例をもとに出題することが明示されていることから、容易に得点可能と想定されるため、受験者の学修の成果を適切に反映できるよう改善を図る必要がある。</p>	<p>当該授業科目について、授業で使用した事例問題を期末試験に利用する運用を廃止した。 (令和元年度実施済)</p>	
11	<p>1 授業科目において、成績評価に反映されている答案や提出課題が保管されていないため、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。</p>	<p>成績評価に関する証憑書類（手控え資料等）の保管方法・期間について『教員ハンドブック』に明記し、当該授業科目に限らず、改めて担当教員への周知徹底を図った。 (令和元年度実施済)</p>	

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。